

資料提供
令和2年11月20日
担当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和2年11月19日（木）に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内733例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養	・他事例との関連 ・県外往来（※）
733	40	東広島市	11月15日（発症日） 咳	11/19	感染症指定医療 機関等に入院中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来者との接触あり

※発症前14日以内の県外・海外との往来

【県民の皆様へ】

- 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 発熱等の症状がある場合は，外出を控え，予め連絡をした上で，身近な医療機関を受診してください。
- 飲食店等において大声で話したり，カラオケ，イベント，スポーツ観戦等で大声を出したりすることは控えてください。また，会食等で飲食店等を利用する場合は，感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の店舗を利用してください。
- 他の都道府県への移動については，自粛を解除していますが，移動先の感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して，引き続き，リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。
- 在宅勤務，時差出勤，自転車・徒歩通勤等により，通勤時の人との接触を減らしてください。
- 接触確認アプリを積極的にインストールしてください。また，県が導入した「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用してください。
- 感染者・医療福祉関係者やその家族等を誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては，感染症法の精神に基づき，プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。